

# 司法制度の現状

誰かに民事裁判を提起されたら、逆に誰かに訴えを提起したら、どのように手続は進んでいくのでしょうか？そしてもし裁判員に選ばれたと通知が来たら、どうしたらよいのでしょうか？20歳になると、誰でも訴えることができますし、訴えられる可能性があります。そして裁判員に選ばれる可能性もあります。

本講義では、市民として生きていくために必要な司法手続に関する基礎的な知識について、静岡地方裁判所刑事部の裁判官の方に解説していただきます。

**日時** 2017年11月17日（金）3時間目 13時～14時30分

**場所** 一般教育棟3階 2309講義室

**対象** 静岡県立大学学部生、大学院生、教職員

参加に際し、事前の御連絡は不要です。

大変貴重な機会ですので、お気軽に御参加ください。

授業単位での参加を希望なされる場合は、会場の都合上、念のため事前にメールで石川義道 (y.ishikawa@u-shizuoka-ken.ac.jp) まで御一報くださいますようお願い申し上げます。

## ※講演者プロフィール

**長谷川 皓一（はせがわ・こういち）氏**

平成元年生。東京大学法科大学院修了。平成29年1月静岡地方裁判所判事補任官。趣味は、サイクリングと音楽鑑賞。静岡のお茶割りの美味しさに感動しています。

お問い合わせ：国際関係学部 石川義道・坂巻静佳